

香川県条例第16号

香川県企業誘致条例の一部を改正する条例

香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>4 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>(失効に伴う経過措置)</p> <p>5 <u>平成35年3月31日</u>以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>4 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>(失効に伴う経過措置)</p> <p>5 <u>平成30年3月31日</u>以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。